

第七回 宜野灣村議会臨時会々議録

一、会期及日限 一九五五年十一月二十八日自午前十時五五分

六、場所 宜野灣村議會會議室

一、提出議案

議案第十八號

一九五六年一度宜野灣村歲入歲出
豫算追加更正について

議案第十九號

宜野灣村教育稅賦課徵收條例

議案第二十號

選舉管理委員並に同補充員の
選定について

議案第三號

收入役の選任にあたり議會の同意を得るこゝについて

一、議事日程 議事日程第七號

日程第一 議案第十八號

日程第二 議案第十九號

日程第三 議案第二十號

日程第四 議案第二十一號

一、出席議員

一番	澤嶽安良	六番	泉水朝正	十三番	安里良朝
二番	金城盛徳	七番	長堂昌輝	十四番	島袋全正
三番	知念賀真	八番	内間安三郎	十五番	仲村正菜
四番	天久豈光	九番	島袋清榮	十六番	
五番	泉水朝正	十番		十七番	

十六番	佐喜良盛	經	平番	又吉龜助	九番
十八番	中本貢	龜	二番	北嘉森康	可
十九番	伊波清秀	五	那原貢	伊波武	宮城邦彦
二十番	岸誠良	力			
一參興					
村下初念清	一	助役	吳屋真徳		
議決の要旨					
議長	午前十時五十五分	第七回立鶴村議會臨時	時事		
議長	開會する旨を宣す				
議長	出大席の邦千吉				
"	出席二〇名	欠席力一	議會の同意を		
"	本議會の議事	録	署名人の選定方法を		
三番	議長指名して願云	申す			
議長	唯今三番議員より意見に対する實議の有無を				
全員	田邊議員				
議長	全員會議に於ける指名七五				
四番	金城盛德				
議長	議事内閣の邦千吉				
五番	日程第一議事十八年	日程十三議事二十一年			
六番	議事十九年	日程十四			
七番	議事二十一年				

議事
日程十一月
満年才十八才
一立年
度立年
津入歲生
予算追加更正に
一月を附議する旨を宣す
書記として同集り朗讀せしむ
一時休憩する旨を宣す
午前十一時一分
再開する旨を宣す
午前十一時十五分
議事才大早に付し要議、有無を詰る
全員
田中議長
全員用要議付く議事才大早に原案通り
議決第一席と思ふが如何と詰る
全員
賛成
議長
全員賛成につき議事才大早に原案通り可決
すと曰て宣す
議事
日程十二月
満年才十九年を附議する旨を宣す
書記として同集り朗讀せしむ
一時休憩する旨を宣す
午前十一時四十分
再開する旨を宣す
午前十一時五十五分
議事才大早に付し要議の有無を詰る
全員
田中議長
全員用要議付く議事才大早に原案通り
議決したる如何と詰る
全員
賛成
議長
全員賛成につき議事才大早に原案通り

賦課徵收條例設走にフリテ席主通リ可決す旨
さ宣言

議長

因程十三議案才ニ半ナト附議ナシ旨セニ

議長

書記として同席ナシ附議ナシ旨セニ

議長

本事トヨリアの選舉一チ法を詔る

議長

副議長、總務委員ナシ以て金衡員となり

議長

第三名ナリ金衡員ナリ送也しあ方を全員ナリ

議長

承認を得テ當選者を決定したシ

議長

唯今ナリ十三議員の序急見に付し異議の有無を詰

議長

全員異議ナシにフキ選舉一チ法を十三議員の
書見通り決定まシ旨セニ

議長

一時休憩まシ日正二更子一午五零時五分

議長

用所を宣す一午五零時十分

議長

唯今三人ナリ金衡員の金衡結果を報告
する所ノア

議長

選舉管理委員代名

議長

合上補充員代名

議長

澤此安一

議長

知花栄率

議長

宮城豊吉

議長

多和田貞松

議長

村山義

議長

吳屋好永

議長	唯今、報酬に付して里議をさき詣る。
全員	精成と唱ふ。
議長	全員精成につき議事于三早に選舉管理委員並 同補充員の選舉一回し銓衡結果の承認を得た。前記の如き本會議にあける選舉結果の當選人に決定する所を宣す。
議長	日程年四議事于三早を附議する所を宣す。
ク	重ねて同章の訓讀を口にしむ。
ク	本議事に付しシ意見を異議の有無を詣る。
十三番	立派な人でナリ今まづの実績等から見てモ 是非承認とした。
二番	精成
六番	申合の如く人格でナリ本議事に議決して 可たり。
議長	唯今、十三番、二番、六番の諸意見に付し里議 の有無を詣る。
全員	里議方
議長	全員里議方につき議事于三早を承認 通り可決する所を宣す。
"	之も以て全日程終了致しまして本 オセイ宜野湾村議會臨時會を開會す 旨を宣す。午後酉時五十八分

力會議の顛末を記し事實に相違なき事を
記する爲ラ茲に墨石捺印する

一九五五年十一月二十八日

立候付議會記し
萬事錄里
滿車錄里
滿車錄里
滿車錄里